

令和7年度第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日 時 令和7年8月8日（金曜日）午前10時から午前11時30分まで

■場 所 府中市役所 おもや4階 第1特別会議室

■出席者

<委 員>

阿部真子、石渡章浩、久保寺治、高橋隆行、高橋史、田中陽子、原田まち子、比嘉登美枝、菱沼幹男、宮本史、横倉聡、若松正子（五十音順・敬称略）

<事務局>

福祉保健部長（佐藤）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（梶田）、地域福祉推進課長（三浦）、地域福祉推進課課長補佐（土橋）、地域福祉推進課社会福祉係長（塩澤）、地域福祉推進課職員（長谷川）

<オブザーバー>

生活福祉課長（大沢）、生活福祉課福祉総合相談担当主幹（扇山）、生活福祉課課長補佐（荒木）、高齢者支援課課長補佐（伊藤）、介護保険課長（山下）、介護保険課課長補佐（齋藤）、障害者福祉課長（向山）、子ども発達支援センター所長（鈴木）、健康推進課課長補佐（大塚）

株式会社生活構造研究所職員（半田、柏木）

■欠席者 中村純子、野本和久、山寄福（敬称略）

■傍聴者 0名

■議 事

資料1 府中市福祉のまちづくり推進審議会について

資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿

資料3 府中市福祉のまちづくり推進審議会の公開等について（案）

資料4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の概要

資料5 府中市地域福祉計画策定連携会議 設置要領（案）

資料6 一般市民調査の概要、調査項目（案）

資料7 11圏域別グループディスカッションの概要

資料 8 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案）

【参考資料】

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（冊子・概要版）

府中市福祉計画（概要版）

【当日配付資料】

令和 7 年度 第 1 回府中市福祉のまちづくり推進審議会 次第

席次表

委嘱状

<開 会>

(事務局)

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第1回「府中市福祉のまちづくり推進審議会」を開会いたします。私は福祉保健部地域福祉推進課課長補佐の土橋と申します。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今年度初めての審議会を開催するに当たりまして、事務局よりお願いがございます。本審議会には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃると思いますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださいますようお願いいたします。また、後日の議事録作成をスムーズに行うため、本審議会の開催中は録音をさせていただきます、記録の為、本日の審議会の様子を写真撮影いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきます。

<1 委嘱状伝達>

(事務局)

まずは、次第の1、委員の皆様への委嘱状の伝達でございますが、本来ならば、委員の皆さま一人ひとりにお渡しすべきところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の机の上に委嘱状をご用意させていただいておりますので、氏名等ご確認のほどよろしくお願いいたします。机上配布をもちまして、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、ご了承ください。

<2 市長挨拶>

(事務局)

それでは、審議会委員の皆さまに古森副市長よりご挨拶申し上げます。古森副市長、よろしくお願いいたします。

…古森副市長挨拶…

ありがとうございました。

<3 委員自己紹介>

(事務局)

次に、委員の皆様のご紹介でございますが、当審議会委員名簿をお手元にお配りしておりますの

で、資料2をご参照いただきながら、横倉委員から（時計回りの座席の）順番で、自己紹介をお願いいたします。なお、本日は野本委員と中村委員が都合により欠席との連絡をいただいております。合わせて、山崎委員のご連絡はございませんが、まだお見えになっておりませんので、途中からの参加になるかもしれませんので、ご承知おきください。

～委員自己紹介～

ありがとうございました。

続きまして事務局を担当いたします職員及び事業者を紹介させていただきます。

…事務局・事業者紹介…

< 4 正副会長選出 >

（事務局）

それでは、次第の4「正副会長選出」でございますが、正副会長につきましては、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第16条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。

いかがいたしましょうか。ご意見を賜りたいと存じます。

（委員）

委員の皆さんから自己紹介がありましたが、初対面の方もいらっしゃると思いますので、事務局で、会長・副会長の案がありましたら、示していただけますか。

（事務局）

ただいま、事務局案をとのことでございましたので、事務局案をお示しさせていただきます。事務局といたしましては、これまで本審議会の会長をお願いしておりました横倉委員に引き続き会長を、副会長をお願いしておりました菱沼委員に引き続き副会長をお願いしたいと考えております。いずれも留任となりますが、いかがでしょうか。

（委員） 異議なし

（事務局）

「異議なし」とのことでございますので横倉委員を会長に、菱沼委員を副会長に決定させていただきたいと存じます。早速でございますが、横倉会長・菱沼副会長から、一言ずつ就任のご挨拶をいただきたいと思います。はじめに横倉会長、よろしくお願いいたします。

… （会長・副会長） 挨拶 …

どうもありがとうございました。

< 5 諮問 >

(事務局)

次に、次第5のとおり、福祉のまちづくり推進審議会へ、副市長から諮問書を伝達させていただきます。横倉会長、恐れ入りますが、テーブルの後ろへお進みください。副市長、前のほうへお願いいたします。それでは、副市長、諮問書の伝達をお願いいたします。

… 副市長が諮問書を会長へ伝達 …

どうもありがとうございました。

なお、古森副市長につきましては、次の公務が控えておりますので、ここで退席とさせていただきますのでご了承ください。

…副市長退席…

ここで、各委員の皆様には、諮問書の写しを配布させていただきます。

なお、本日の会議は委員15名中12名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。

それでは、次に議題に入ります前に、(事前に郵送・及び本日配布)いたしました資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認してまいります。

…資料確認…

< 6 議題 >

(事務局)

それでは、次第の「6 議題」以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。横倉会長、よろしくお願いいたします。

《会長》

それでは、ここからは私が議事進行を行わせていただきます。

なお、本日は議題が多くなっております。終了予定時刻は11時半となっておりますので、円滑

な進行に務めてまいります。皆さまにおかれましても、議事の進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。では、議題の（１）「会議の公開等について」を、事務局から説明願います。

<議題（１） 「会議の公開等について」>

（事務局）

それでは資料３をご覧ください。会議の公開につきましては、府中市情報公開条例において、原則公開としておりますので、本審議会においてもそちらを遵守してまいります。

２の傍聴につきましては、会議の開催を広く市民に周知するため、広報紙及び市のホームページで告知いたします。本審議会の開催も８月１日号の広報ふちゅう及び同日から市のホームページ上に掲載いたしました。

傍聴者人数は、会議室の形状が様々ございますので、上限人数を５人と定めさせていただき、前日までの申込みを要件といたします。当日の傍聴資料は、委員の皆様にお配りしている資料と同じものを傍聴者にも原則配付することとし、会議終了後に回収いたします。

そして、３の会議録の公開の方法についてでございますが、会議録作成後、各委員の皆様にご確認いただいた後、公表してまいります。

２の傍聴に関する詳細につきましては、資料３の裏面に注意事項を定めまして、対応をさせていただきますが、こちらは本市の他の協議会におけるものと同様の内容となっております。

また、傍聴者がいる場合の会議室への入場でございますが、本日は、こちらの内容をご承認いただいた後に入場とさせていただき、次回以降は、冒頭に会議録の内容についてご調整させていただいた後に、入場いただくという形を想定しております。

以上が、本審議会の会議の公開に係る事務局案でございます。よろしくお願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。

会議の公開については、ただいま事務局から説明がありましたが、委員に確認をした上での公開をしていくということです。委員の皆様から何かご意見・ご質問等がありますでしょうか。

…特に意見なし…

(会長)

特になければ、説明のとおり、会議の公開等に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

本日傍聴希望者の方はおりませんでした。

<議題(2) 「次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について」>

(会長)

それでは、次に議題の(2)の地域福祉地域福祉計画、福祉のまちづくり推進計画の策定につきまして、事務局の方から説明の方よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定についてご説明をさせていただきますが、その前に、今回新たに委員となられました方もいらっしゃいますので、本審議会の位置づけについて少しお話しさせていただき、そのあとに、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の概要をご説明いたします。

最初に、本審議会について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。府中市福祉のまちづくり推進審議会は、府中市福祉のまちづくり条例第8条に基づき設置される附属機関で、市長の諮問に応じて福祉のまちづくりに関する事項についての調査や審議を行います。同条例の抜粋を番号1に掲載しております。府中市福祉のまちづくり条例では、第2条において「福祉のまちづくり」の定義を、「ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組」と定め、市はこの福祉のまちづくりを推進していくため、第7条で今後実施すべき施策をとりまとめ、計画として策定しております。また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、などに係る事項について、市が推進すべき施策をまとめたものとなり、福祉のまちづくり推進計画は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、基本となる計画として策定しております。この計画の策定・実行に係る機関として、同条例第8条に規定がございます福祉のまちづくり推進審議会が設置されており、福祉のまちづくり全般に関連する施策の実施に係る事項について、調査及び審議を行います。年間の開催回数は例年ですと2～3回程度ですが、令和7年度・8年度については、計画策定年度となるた

め、4回～6回程度開催を予定しております。

次に、本審議会の構成でございますが、2に同条例の施行規則を掲載しております。本審議会
は、市長が委嘱する委員15名以内で構成されおり、委員の構成は学識経験者、高齢者及び障害者
関係団体の関係者、事業者、公募市民などとなっています。委員の任期は2年でございます。

次に、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について説明いたします。お手
元の資料4をご覧ください。はじめに資料に記載はございませんが、府中市地域福祉計画・福祉の
まちづくり推進計画のこれまでの策定の歩みをご説明いたします。平成3年3月に本市で最初の地
域福祉計画を策定したのち、平成15年、福祉施策を総合的かつ一体的に推進するため策定した
「府中市福祉計画」における福祉・子育て分野の一つに「地域福祉分野」を位置付けて策定し、平
成21年には、地域福祉と福祉のまちづくりを推進していくため「地域福祉計画」と「福祉のまち
づくり推進計画」を一体的に策定しました。平成27年3月には、生活困窮者自立支援法に基づく
取組について新たに定めたほか、重点施策として「福祉コミュニティの形成」と「セーフティネッ
トの充実」を設定し、平成27年度から令和2年度までの6年間の計画となっております。令和3
年3月に定めた現行計画においては、成年後見制度の利用促進に関する内容及び再犯の防止等に関
する内容を盛り込み、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」とし
ても位置付けており、計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間となっております。資
料4の1、計画の位置づけでございますが、本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村
地域福祉計画」及び、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施
策を総合するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したもの
です。計画の内容に高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、健康分野の分野
別の個別計画に共通する施策を含んでいます。計画の策定にあたっては、「第7次府中市総合計
画」及び本市の健康・福祉以外の分野計画、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連
携を図っていくほか、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を
盛り込むことを検討します。

2ページに移り、2、計画期間でございますが、計画期間は現行計画が令和3年度から令和8年
度までの6年間で、次期計画についても令和9年度から令和14年度までの6年間で予定しており
ます。

次に、3 次期計画のポイントの説明に入る前に国・都・市の動向についてご説明します。5ペ
ージをご覧ください。まず、国の動向ですが、「ア 地域共生社会の実現のための社会福祉法の一
部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、複雑な支援ニーズに対応するため、相談・参加・
地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。続いて、「イ 令
和4年度に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、本人の意思を尊重

しながら制度を利用できるよう、関係機関の連携や人材確保を進める「地域連携ネットワーク」の拡充が盛り込まれました。続いて、「ウ 第二次再犯防止推進計画」については、令和5年から9年度までを計画期間として令和5年3月に策定されました。続いて、「エ 孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行され、孤独・孤立に悩む人を支える社会を目指し、相談支援や居場所づくり、NPO支援などを重点的に推進する計画が策定・改定されました。続いて、「オ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に公布され、認知症の人が尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指し、偏見の解消や地域づくり、啓発活動などを進める基本理念が定められました。最後に、「カ 地域共生社会の在り方検討会議」が令和6年6月から開始されており、改正社会福祉法を踏まえ、地域共生社会の概念や支援体制の方向性、多分野連携のあり方などを検討しております。令和7年5月には、7ページに記載あります目次のとおり中間とりまとめがおこなわれました。

次に、(2) 東京都の動向ですが、令和3年12月に令和3年度から令和8年度を計画期間とする東京都地域福祉支援計画の策定がされるとともに、令和6年3月には令和6年度から令和10年度を期間とする東京都福祉のまちづくり推進計画が策定されております。

最後に(3) 市の動向といたしましては、本市では、令和4年3月に「第7次府中市総合計画 前期基本計画」を策定し、健康・福祉分野の基本目標として、「人と人が支え合い、誰もが幸せを感じるまち」を掲げています。目標を実現するための基本施策では、地域福祉分野では「共に生きるまちづくりの推進」を定め、「つながり支え合う地域づくり」及び「安心して生活できる福祉環境の整備」に取り組んでいます。現在は、「第7次府中市総合計画 後期基本計画」の策定に向けた検討をしております。

こうしたなかで、本計画策定の目的でございますが、資料戻りまして先ほどの2ページの「3次期計画策定のポイントについて」をご覧ください。これまでから大きく変更となる点としては、これまで府中市の保健・福祉分野の上位計画と位置づけ策定していた「府中市福祉計画」に代わり、「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を新たな上位計画とすることです。これは単に府中市福祉計画を廃止するといったものではなく、福祉計画の理念や役割を地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画が継承し、基本理念・福祉施策の考え方を改めて検討していくということです。また、(2) 府中市の保健・福祉施策・計画との整合を図るにも記載がありますように、同時期に策定する「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「府中市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「府中市保健計画（健康ふちゅう21）・府中市食育推進計画」とは、調査設計や分析の結果、計画の目標設定、新たに取り組む施策の整合性を図ります。

それから(3) 福祉のまちづくりの更なる推進として、現行の計画においては、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できる生活環境その他の環境を作り上

げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進しています。下記に記載のある「本市の取り組む4つのバリアフリー」についても、引き続き推進していく必要があります。最終的に目指すべき計画の位置づけとしては、1ページ中段あたりにございます計画の位置づけのとおりとなります。

4ページにつきましては、計画策定の流れといたしまして、これまでの説明を図としたものとなります。中段の次期計画策定のポイントの右下に、計画策定にあたっての課題・方針として一般市民調査、グループディスカッション等の実施等を掲載しておりますが、内容についてはのちほど詳しくご説明いたします。

長くなりましたが、以上が、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定の概要でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はいありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました箇所について、何かご質問等はございますか。

(委員)

資料4の1ページの図表の計画の位置づけのところですが、以前は福祉計画というものがあってこれが地域福祉計画と高齢・介護、障害の分野計画を合わせた上位計画となっていたわけですが、現在、国の方でも地域福祉計画が、高齢・障害・児童の上位計画として位置付けるという風になっているので、今回のように福祉計画ではなくて、地域福祉計画を上位計画として位置付けるというのはいいと思います。ただ、そうなった時に、この図でいくと、高齢と障害の計画を丸々包含してしまっているような表し方になってしまっているんで、できれば子ども計画や保健計画と同じように、一部重なるところがあってそこで連携してやっていくというような表現にしたほうがよいではないでしょうか。

(会長)

ただいま委員からご意見が出ましたが、このご質問に関して事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でもこちらの表の位置づけについて委員の皆様提示するにあたり議論をしてきたところでございますが、ご意見を参考にさせていただき、改めて検討させていただきたいと思います。他

の委員の皆さんからもご意見ございましたら頂戴できればと存じますので、よろしくお願いします。

(会長)

そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

特になければ、次期計画の策定にあたりまして、少しポイントなどもございましたら、委員の立場から専門的な助言等をいただければと思いますが、どうでしょうか。

(委員)

はい。資料4の5ページのところが権利擁護のことや再犯防止のことがあってこれは従来通りで、継続してやっていくところだと思いますが、新しい動きとして出ているのが、6ページのところの孤独・孤立対策のところ、これは前回計画を作る段階ではなかったところで、新しいものですが、全国調査を見ると、女性は20代・30代の孤独・孤立が、孤独感がとても強いということが出ていますし、男性は20代から60代までで結構幅広いですが、いわゆる従来の高齢者とか子どもたちの枠にはまらない人たちがいる。また、必ずしも障害者手帳を持っているということではないところがあって、孤独・孤立の理由とすると家族との死別ということが多かったり、あとは離職や転職などでとにかく人間関係が切れてしまったりというところがあるので、そういったことを見据えて、どのようにそういった人たちが孤独を感じることなく繋がっていけるか、これは社会福祉協議会や当事者のグループなども含めて支えていくということが大事ではないかと思います。居場所作りをしていますが、居場所って賑やかに過ごす場所というイメージが強いので、本当は悲しさや苦しさを抱えている人は行きにくくなってしまう。だからそういったことも踏まえて、また、子どもたちにおいても、既存の居場所に繋がりにくい子どもたちがいるということ、例えば、外国にルーツを持つ子どもたちとか、何らかの障害を持つ子どもたちとかなど、とにかく居場所から漏れている人たちは誰なのだろうということで孤独・孤立対策を検討していけるといいのかなと思っています。

7ページの認知症のことについては、これは認知症の方も社会に参加できるようにという考え方が強くなっているので、今まで認知症の方だと高齢者のデイサービス行った方がいいのではないかと、いう声がありましたけれども、認知症であったとしても、今まで参加していた場所に継続して参加するようなことができるようにということで、地域の居場所も元気な方が参加してもらうだけではなくて、認知症の方も参加してもらうようになるには、あるいは認知症になったとしても通い続けられるようにする構造になるにはどうしていったらいいだろうかとか、認知症の方自身が担い手に

なっていく必要があるということが言われていると思います。それから、7ページの地域共生社会のところあり方検討会については、直近のことですけれども、身寄りがない方々が増えているので、そこをどのようにしていこうかというところがあって、これは社会福祉協議会がやっている中核機関を法律に位置付けていくことや亡くなった後に心配がないようにということであって、今回のアンケート調査項目を少し見ていると、そういったことをかなり意識した調査をしようとされているのでとても大事だと思います。とにかく身寄りがない方々に対するサポートをどうしていくのかということも重要な課題になっているかなと思っています。あとは、やはり地域の実態に即して考えていくということが大事なので、この委員会においては皆さんの地域で今何が起きているのかを普段感じている点をお話いただきながら、より良い計画にできるといいのかなと思っています。

(会長)

いきなり話を振ってしまったところ色々なお話をありがとうございます。

引き続き委員の皆様からご意見とかご質問等があれば、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

<議題(3) 「府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)について」>

(会長)

それでは特にご意見とかご質問がなければ、その次の議題の(3)「府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)」について事務局から説明よろしくをお願いします。

(事務局)

はい会長。それでは、「府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)」についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

こちらは、さきほど資料4の次期計画策定のポイントでもご説明しました、府中市福祉計画の理念を継承した「次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、他の個別計画との連携・整合性を図るために新たに府中市地域福祉計画策定連携会議を設置するものでございます。設置要領の第2(所掌事務)に記載ありますように、連携会議は、(1)社会福祉法に基づく地域福祉計画に関すること、(2)前号に掲げるもののほか、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項を検討・協議するものです。また、構成として、第3(組織)に記載ありますように、府中市福祉のまちづくり推進審議会委員、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等推進協議会委員、府中市保健計画・食育推進計画協議会委員、府中市障害者計画推進協議会委員、府

中市子ども・子育て審議会委員からなる会議体とする予定です。続いて、第4 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了する日までとします。第5 連携会議の運営については、福祉のまちづくり推進審議会委員が会長を務めるものとし、会長の許可があれば、関係者の出席を認めるものとしています。第6 招集については、会長が行うものとし、やむを得ない理由において連携会議の招集が出来ない場合、必要があると認めた時は、書面により審議を行うことができるものとしています。各個別計画協議会への委員選出依頼については、本日の審議会で承認されたのちに行う予定です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま府中市地域福祉計画策定連携会議の設置に関する要領の案をご説明いただきました。

こちらに関しまして何か委員の皆様ご意見・ご質問等がありましたら出していただきたいと思いますと思いますけれどもいかがなものでしょうか？

(委員)

初歩的な質問で大変恐縮ですが今回のこの連携会議は、令和3年から8年までの間の計画の中で初めて作られるものですか。もしくは過去にあったものでしょうか、または、年度替わりで作るものなのでしょうか？

(事務局)

はい会長。

こちらの連携会議について今回新たに作るもので、従来、現行の令和3年度から8年度までの計画である福祉計画、冊子で申しあげますと緑色のものになりますが、この冊子の策定に当たりましては、この審議会とは別に、協議会を設けて策定を進めてまいりました。今回は福祉計画を作らずに、地域福祉計画をこちらの審議会で策定していくということになりますので、他の計画との連携を図るために、新たにこの連携会議を設けまして、それぞれの個別計画の委員の方からのご意見をいただき、進捗についてもお伝えするというような流れを考えております。

(会長)

委員いかがでしょうか？

(委員)

承知いたしました。ありがとうございました。

(会長)

今回新たにこの会議を設置して、他の計画との整合性を図っていくということで、案をいただきました。最終的にはこの場で検討し、承認を得ることになりますので、この連携会議の設置要領について、何かご意見ご質問等がありましたら出していただきたいと思いますけれどもいかがなものでしょうか？

(委員)

この連携会議の委員というのは、委員全員が委員になるのか、それとも1人ずつなのか。各委員会の会長が出るというのはイメージでよかったのでしょうか？

(事務局)

はい会長。

ご質問ありがとうございます。基本的には会長に限らず各審議会協議会の中からお1人をご選出いただくという形を想定しておりまして、おそらく会長が出てきていただくのかなとは想定しておりますが会長とは示せずに1人をご選出いただくという形で考えております。

(委員)

この連携会議の委員について各審議会から代表されてくるということですが、この他にも、例えば、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会や福祉計画の中にも情報アクセシビリティとか情報保障ということもあったと思うのですが、そこに関連しての図書館関係の審議会などそういうところの委員との連携というのはどのようになるのでしょうか？

(事務局)

はい会長。

ただいまのご質問でございますけれども、先ほど前回、現行の計画策定するときには検討協議会というものを、立ち上げて検討していた経緯もありますので、そのときには今回連携会議で選出予定の5名の委員、5つの協議会の委員にご参加をいただいていたので、今回も5つの計画の委員からご参加をいただくという形で予定をしております。今おっしゃった府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会などこうした市の関連計画につきましては、直接的には連携会議の場で情報共有はし

ないのですが、庁内でこの計画を策定する段階で、関係部署に照会等もかけていきますので、そうした中で情報共有であったり、意見等それぞれの担当課から聴取したりして、本計画にも必要なものについては、意見反映していく形で対応していきたいと考えております。以上です。

（会長）

ありがとうございました。

これは先ほどご説明いただきいただきましたけど会長の許可があれば、関係者の出席を認めることができるということですから、もし必要があれば、その中でそういった関係者の方にも来ていただいて説明を聞くということは、この要領上ね、できるということであります。

はい、ありがとうございました。

その他、ご意見とかご質問いかがでしょうか？

なければ採決を取ってですね、この要領に関して進めていくということで、こちらの案に関しましてはいかがでしょうか？

（委員）

異議なし

（会長）

はいありがとうございました。

それではこの設置要領に関しましては案と書いてありますけれども、案を消していただいて連携会議を進めながら今後、他の計画との連絡調整などを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

審議事項（４） 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について

（会長）

それでは次第を見ていただければと思いますけども議題の（４）次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について事務局の方から説明の方、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査についてご説明をさせていただきます。第1回の本日は調査票(案)の内容を委員の皆様にご提示させていただきまして、9月の第2回までの審議会で内容を確定してまいります。資料6をご覧ください。本資料は調査概要についてまとめたものでございます。調査の名称ですが、「あなたの声で未来をつくる」福祉に関するアンケートというもので、一般市民調査になります。この調査の目的は、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定にあたり、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の福祉のまちづくり、地域福祉に関する意見・要望等を伺うために実施いたします。調査方法は郵送により、18歳以上の市民3000人を対象に実施いたします。調査時期は10月17日(金)から11月4日(火)までを予定しております。3の調査項目一覧(案)をご覧ください。1ページから2ページ目が今回調査を予定する項目となり、3ページ目が令和元年度に実施した際の調査項目となります。調査項目の内訳として、Aの基本属性の調査が全13問、Bの「地域と近所づきあい」を伺う設問からJの「府中市福祉施策」に関する設問までが42問ございます。付問も含めると資料6では、54問となっておりますが、正しくは全55問となります。このうち今回の調査で初めて設定いたしました新規の設問が13問、障害者計画・障害福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査との共通設問が6問ございます。この共通設問は、まったく同じ設問項目を調査いたしますが、障害、高齢・介護の調査では、調査対象者が年齢や関連事業者への調査などで、限定されておりますので、同じ設問項目により、18歳以上の市民がどのように捉えているかを確認する目的で行います。では、資料6の3枚目の調査票(案)をご覧くださいながら、ページを追っていただきつつ、新規項目についてご説明いたします。まず今回行う一般調査は、紙での提出のほか、インターネット回答も可とし、ハイブリッドで行うものになります。調査票の内容についてですが、まず調査項目D「地域活動・ボランティア活動」においては、一般市民調査6ページの問4を新規で追加しております。調査項目E「日ごろの生活と悩み」では、一般市民調査8ページの問10から問15を新規で追加しております。問10「どこに相談したらよいかわからない悩みはあるか」、問12「主観的健康観」、問13「主観的幸福度」については、地域福祉分野、高齢・介護分野、障害分野のすべての調査で共通する設問となっております。特に、問10に関しては、複雑化・複合化した困りごとを抱える人や世帯の状況を把握し、府中市の重層的支援体制整備事業実施に向けた検討に役立てます。続いて、調査項目F「相談と情報」においては、12ページの問23・24を新規として追加しております。前回調査においては、市の福祉に関する情報の入手先の現状のみお聞きしましたが、今回は新たな時代の情報提供、市民との情報共有の在り方を検討するために、SNSの活用状況等も尋ねるものになります。調査項目I「福祉に対する考え方」については市で新たに認知症施策推進計画の策定を予定しており、18歳以上の一般の方々の認知症に対す

る意識を把握するため17ページにございます問32・問33を新規項目として追加しております。こちらの設問については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会について同様に検討しておりますので、今後、選択項目が変わる場合がございますが、こちらは高齢・介護分野との共通項目になります。続いて、調査項目J「府中市の福祉政策」では、同じく17ページ問34を新規で追加しております。こちらの問34「今後の府中市への居住継続意向」についても各分野の調査で共通する設問になっております。今ご説明した以外の設問で、赤字になっているものについては、前回調査票から一部内容を変更・追加しているものとなります。

以上、主な設問項目をご説明いたしました。

審議事項（４） 11 圏域別グループディスカッションの概要について

（事務局）

続いて11 圏域別グループディスカッションの概要についてご説明いたします。資料7をご覧ください。グループディスカッションにつきましては、地域で活動している団体の皆様にお集まりいただき、地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、新たな取り組みを発見するとともに、次期計画で目指すべき取組内容を検討します。調査方法としては、文化センター圏域ごとに2～3圏域ずつに分けて開催し、圏域ごとに2グループを作り、課題について効率的に整理し、新たな発想や問題解決につなげるための手法であるKJ法にて実施いたします。参加者は、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センターへ選出依頼をする予定です。実施日は、＜具体的な日程・会場（案）＞のとおりですが、第1回目が10月26日（日）午前10時から西府文化センターで西府・武蔵台・四谷圏域、第2回目が同日午後3時から中央文化センターで、中央・新町・紅葉丘圏域、第3回目が11月1日（土）午前10時から片町文化センターで、片町・住吉圏域、第4回目が同日午後3時から白糸台文化センターにて白糸台、押立、是政圏域のグループディスカッションを行います。各回2時間を予定しております。テーマとしては、「今ある地域のちから（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」とする予定です。続いて、資料7の2ページご覧ください。「3 タイムテーブル案」には2時間の内訳を記載しております。4の会場参加者の構成としては、各圏域2グループ作成し、地域福祉コーディネーターや市職員がファシリテーターとなってグループの意見をまとめる予定です。3ページの会場レイアウトイメージや役割分担については、記載のとおりとなります。

以上で調査票及びグループディスカッションの概要についての説明となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(会長)

はいありがとうございました。

資料説明をいただきましたことに関しまして、これからご意見ご質問賜りたいと思いますが、次回の会議が9月にございまして十分時間がありますので、本日は一応基本的なことをご説明いただくということを主にして、次回までによく読んでいただいて、それぞれの項目に関する皆様のご意見を賜りまして進めていきたいと思いますので、今日の時点では、とりあえず今ご説明をいただいたことに関して何かご意見のご質問とかもしあれば、出していただきたいと思います。いかがなものでしょうか？

(委員)

一つ教えて欲しいのですが、グループディスカッションのところで「KJ法」って言葉が出てきましたが、その「KJ」が何なのか知らないので教えてください。

(会長)

KJ法というのは川喜田二郎さんっていう人が考えたもので、みんなで意見を言い合っていくときに、色々なご意見が出てもなかなかまとまらないので、例えばそれを紙に書いて、それを貼りながら、整理をしながら、問題をだんだん見える化しながら、解決に向けてどうしていくかというものです。発案が川喜田二郎さんなので、その名前を取ってKJ法という名前になったということです。

そのほか、ご質問いかがでしょうか。

(委員)

アンケート調査の内容については次回にしたいと思うのですが、グループディスカッションについて、10月に圏域別に集まって行うということですが、これ今も社会福祉協議会のほうでやってらっしゃることでもあるような気がします。それで、もったいないなと思っているのは、できればアンケート調査をせっかく行うので、そのアンケート調査結果を圏域別にまとめて、その結果をもとにして、これに対して自分たちは何ができるだろうかという風に話し合うということの方がいいなと思います。何かグループディスカッションってまたこの後もう1回やろうとされていれば別ですが、もしこれ1回きりであれば、ちょっと時期をずらしてもらった方がいいのではないかと思いますし、できれば参加者も地域で活動している方だけでなく広く色々な方を呼びかけていただいて、より多くの人に参加してもらうようなものにした方が良くと思います。これだと参加者が限定されているし、今はもうやっていることをやるというのはもったいないなと思います。

(会長)

新たな提案としてグループディスカッションのやり方や参加メンバー、それから事前にアンケート調査を行って、ある程度出てきたらその調査結果を踏まえながらこのグループディスカッションを実施すればいいのではないかとのご提案をいただきました。事務局の方で、これに関しましてはいかがでしょうか？

(事務局)

はい会長。ご意見ありがとうございます。

時期についてですが、アンケート調査につきましては調査結果がまとまる時期が少し先になるというところもありますのでこのグループディスカッションの開催の時期につきまして再度検討させていただきたいと思います。また、団体選出につきましても、広く一般市民の方にもというのも一つのご意見かとは思いますが、今回のグループディスカッションで提案させていただいているのが、それぞれの地域でいろんな活動をされていると思いますが、実際、同じ圏域で活動しているのに、他の団体の動きをあまり知らないというようなところもあるということで、文化センター圏域に福祉エリアを定めたところも踏まえまして、同じ圏域でそれぞれ活動している団体同士の繋がりと、あとはそれぞれが行っている団体の活動と、周りの団体がやっている活動の意見を聞いた中で、もしかしたら一緒に何か新しいものができるのではないかとこのを見つけていただくような機会になるのも狙いとしては考えております。ご意見につきましては一度こちらで検討させていただいて、また次回ご提示できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

せっかく行うものでありますから、もう少し内容を精査し、吟味をするということでまた検討していただけるということでありますので、次回9月にありますけれどもそのグループディスカッションのあり方や進め方、またアンケート調査に関しましては皆さんお持ち帰りになってよくお読みになっていただいてご意見を賜りたいと思います。

審議事項（５） 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて

(事務局)

それでは、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案）の概要についてご説明をさせていただきます。資料8をご覧ください。表の上部をご覧ください。福祉のまち

づくり推進審議会は、今年度は①～④の計４回、来年度は①～⑥の計６回の会議開催を予定しております。１０月中旬の一般市民調査の実施まで、本日と９月１２日（金）の計２回実施する予定でございます。また、一般市民調査の実施中に３回目を実施し、現行計画の進捗管理を実施していく予定です。一般市民調査の調査結果は１月に速報が出る予定ですので、調査結果と計画策定にあたっての課題と方向について２月開催予定の４回目の審議会でご審議いただく予定です。策定２年目に入りまして、第１回に計画の基本的な考え方、計画の体系・骨子の検討を行います。その後、重点施策、素案を第２回目から第４回目まででご審議いただきまして、その後パブリックコメントを実施、令和８年度の１月にパブリックコメントの結果及び計画の最終案についてご協議いただく予定でございます。

（会長）

はいありがとうございました。

今後のスケジュールについてご説明をいただきました。こちらの説明に関しまして、何かですねご意見とかご質問等ありましたら出していただきたいと思いますけれどもいかがなものでしょうか？

（委員）

資料８のスケジュール案の表が画像処理されてしまって、読み上げができないので、できればそこを Excel の資料で、いただけるとありがたいなと思います。

（事務局）

ご要望のとおり、Excel 資料として提供させていただきます。

（会長）

他の方はいかがでしょうか？

特にご意見なければ、（７）その他につきまして事務局の方からよろしくお願いします。

（事務局）

はい会長。

それではその他につきまして事務局より３点お願いと確認がございます。

１点目は、開催通知に同封させていただきました報酬振込み用の委任状及び個人番号（マイナンバー）提供書につきまして、まだ、提出されていない方は、この後回収いたしますので、よろしくお願いいたします。個人番号（マイナンバー）提供書につきましては、今期より新たに委員となった方にお配りしておりますので、前回から継続して委員となられた方は提出不要です。

2点目は次回の第2回福祉のまちづくり推進審議会の開催日程についてでございますが、委員の皆様には後日通知をお送りいたしますが、次回は9月12日（金）午前10時からを予定しております。

最後に3点目ですが、次回の審議会の際に、アンケート調査、それからグループディスカッションの内容について審議していただくことになっておりますが、こちらの質問につきましては事前にメール等でも受付をさせていただきたいと思いますので、事務局の方にご連絡いただければと思います。以上になります。

（会長）

はいありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして何かご意見ご質問等がありましたら出していただければと思いますけれどもいかがなものでしょうか？本日は第1回目の審議会であることから、時間に余裕がございましたならば、各団体の代表としてご出席いただいております皆様方より、団体の現状や本審議会へのご参加にあたってのご意気込み等をお伺いする機会を設けたいと考えておりました。しかし、時間の都合により今回はその機会を設けることができませんでした。次回以降、時間の許す限り、皆様方よりご意見や本審議会に対するご期待などをお聞かせいただければと存じます。本日の議題につきましては、お手元の資料に記載の通り、議題の（1）から（5）まで、予定通り進行いたしました。現在、時刻はおおよそ11時30分で、閉会の時間が近づいてまいりました。今後の進め方につきまして、ご不明な点やご不安な点がございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしましたので、「福祉のまちづくり推進審議会」を閉会とさせていただきます。事務局にお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

以上